

トラック隊列走行の商業化実現に係る官民検討会の設置について

平成 30 年 10 月
日本経済再生総合事務局

1. 趣旨

トラック隊列走行の商業化に関して、「第6回自動走行に係る官民協議会」(平成 30 年6月5日開催)において、「トラック隊列走行の実現について、全体の会議のみならず、非公式に実務ベースの議論を進める」こととされた。これを受け、自動走行に係る官民協議会の下部ワーキングチームとして、トラック隊列走行の商業化実現に係る官民検討会(仮称。「以下「検討会」という。)を設置する。

このワーキングチームでは、無人トラック隊列走行の実現を目指した実証実験を円滑に進めつつ、それに先立って 2021 年までとされている有人トラック隊列走行の商業化を目指した課題について実務レベルでの解決を目指すこととする。そこで、関係官庁の参加を得て、車両を供給する業者(車両メーカー)と、車両を使用する業者(運送事業者)との間で課題や認識を共有しつつ、忌憚のない議論を展開する。

(参考1) 未来投資戦略 2018(平成 30 年 6 月 15 日閣議決定)(抜粋)

1. 次世代モビリティ・システムの構築

i) 実証プロジェクトの円滑・迅速な推進

- ・ 高速道路でのトラックのトラック隊列走行については、早ければ平成 34 年の商業化を目指し、本年度中に後続車無人システムの公道実証を開始する。また、実証実験の成果やダブル連結トラックの実験の状況を踏まえ、来年 10 月までに、運用ルールや他の走行車両への影響軽減の観点も含めてインフラ面等の事業環境の検討を行う。
- ・ 後続車無人システムの開発に資することを踏まえ、これに先立ち、平成 33 年までにより現実的な後続車有人システムの商業化を目指し、技術的課題及び事業面での課題を総合的に検証しつつ、運用ルールを含め、整理が必要となる事項について、物流政策上の観点も踏まえ、本年度中に官民で具体的な議論を進める。

(参考2) 実証プロジェクト(本年度の公道実証予定)

< 有人トラック隊列走行 >

- ・ 11 月～12 月頃(経産省、国交省の共同事業)

< 無人トラック隊列走行 >

- ・ 1 月～2 月頃(経産省・国交省の共同事業)

2. 構成員及び運営

検討会の構成員は、自動走行に係る官民協議会を構成する府省庁、関係業界等で構成するものとし、別紙1のとおりとする。

必要に応じ、別紙1以外の者の出席を求めることができることとともに、議長が必要があると認める時は、協議会の構成員として追加できるものとする。

また、運営要領は、別紙2のとおりとする。

3. 当面のスケジュール(案)

10月9日 第1回検討会開催

有人トラック隊列走行商業化に関する現状と課題について整理し、その解決に向けた方策について議論する。

<10月中旬～11月・有人トラック隊列走行実証実験>

年内 第2回 検討会

<1月中旬～2月・無人トラック隊列走行実証実験の実施>

年度内 第3回 検討会

※ 第2回及び第3回では、第1回での議論と実証実験の結果を踏まえ、更に具体的な議論を展開する(以降、必要に応じて開催し、フォローアップ、共有を実施)。

トラック隊列走行の商業化実現に係る官民検討会 構成員

(運送業界)

- 佐川急便株式会社
- 西濃運輸株式会社
- 日本通運株式会社
- 福山通運株式会社
- ヤマト運輸株式会社
- 公益社団法人全日本トラック協会

(トラックメーカー業界)

- UDトラックス株式会社
- いすゞ自動車株式会社
- 日野自動車株式会社
- 三菱ふそうトラック・バス株式会社
- 一般社団法人日本自動車工業会

(関係省庁)

- 内閣官房日本経済再生総合事務局
- 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室
- 内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当)
- 警察庁交通局(交通企画課)
- 経済産業省製造局(自動車課)
- 国土交通省自動車局(技術政策課、貨物課)
- 国土交通省道路局(高速道路課)

※議題に応じて参加

その他の実証プロジェクト関係者(自治体等)

自動車メーカー以外のメーカー(部品メーカー等)

関係業界団体

「トラック隊列走行の商業化実現に係る官民検討会」運営要領

「トラック隊列走行の商業化実現に係る官民検討会」(以下「検討会」という。)の運営については、この運営要領の定めるところによるものとする。

1. 忌憚なく活発な意見交換がなされるよう、検討会及び検討会に提出された資料は原則非公開とし、その議事の結果については、適宜、「自動走行に係る官民協議会」に報告する。
2. 検討会の庶務は、経済産業省等関係行政機関の協力を得て、内閣官房日本経済再生総合事務局において処理する。
3. 上記のほか、検討会の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。